

第 19 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年10月4日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 19 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年10月4日(月曜日)

午前10時02分開議

午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 道州制について
- (2) 地方分権改革について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(15人)

委員長 藤川 隆夫
副委員長 九谷 弘一
委員 児玉 文雄
委員 竹口 博己
委員 前川 収
委員 馬場 成志
委員 堤 泰宏
委員 松田 三郎
委員 溝口 幸治
委員 西 聖一
委員 早田 順一
委員 濱田 大造
委員 内野 幸喜
委員 高野 洋介
委員 増永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 松山 正明
次長 楢木野 史貴
首席総務審議員兼
人事課長 豊田 祐一
財政課長 小林 弘史

税務課長 出田 貴康

市町村総室長 小嶋 一誠

市町村総室副総室長 能登 哲也

企画振興部

次長 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 村井 浩一

商工観光労働部

商工政策課長 田中 信行

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白濱 良一

土木部

首席土木審議員兼

監理課長 古里 政信

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 松永 正男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後藤 勝雄

議事課課長補佐 徳永 和彦

午前10時2分開議

○藤川隆夫委員長 ただいまから、第19回道州制問題等調査特別委員会を開催いたします。

堤委員は、少し遅れるということです。

それでは、審議の方に入っていきたいというふうに思います。

本委員会に付託されている調査事件は、1、道州制に関する件、2、地方分権改革に

関する件、3、政令指定都市に関する件であります。

まず執行部からの説明の後、一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

最初に、議題1及び2について、坂本企画課長よりお願いいたします。

○坂本企画課長 企画課の坂本です。よろしくお願ひします。

まず、道州制関係について御報告いたします。お手元の資料1ページを、お開きください。

6月以降の、道州関係の動きを一覧にしております。

5つの事項を挙げておりますが、次のページ以降にそれぞれについてまとめておりますので、次のページから簡単に御説明させていただきます。

まず2ページ、地域主権戦略大綱についてですが、全体の内容につきましては後ほど地方分権改革関係のところでお説明させていただきます。

大綱の中の道州制関係を抜粋しておりますが、今後の取り組みとしましては、いわゆる道州制についての検討も射程に入れていくという表現にとどまっております。

その下に、経団連の道州制推進委員会での逢坂総理大臣補佐官(当時)の発言を記載しております。

国の出先機関を廃止した場合、受け皿としての広域的な実施体制の整備、これは道州制と密接な関係を持つてくるという趣旨であって、これは蒲島知事の認識あるいは九州知事会の認識とは近いものと思っております。

3ページを、お開きください。

7月の全国知事会議で、道州制特別委員会

からの報告がありました。内容は、21年度の検討状況と22年度の取り組み方針でした。

検討状況ですが、道州制下における住民自治のあり方について、住民自治を担保するための議会、直接請求制度などのシステムについて、論点や意見を整理しています。

また、道州の組織・機構のあり方について、道州の自主組織権の尊重といった制度設計をする上での原理・原則などについて考え方を整理されています。

22年度の取り組み方針については、国、各政党、経済界の動向に対し必要に応じて意見を主張していくこと、特に地域主権戦略大綱に基づき検討される場合は、国と地方の協議の場等を通じて地方の意見の反映を図るとされています。

次の4ページには、九州地域戦略会議夏季セミナーについてまとめています。その中で、道州制についての分科会がありましたので、それについて御報告します。

逢坂総理大臣補佐官、関西経済連合会地方分権委員会の村上委員長、九州地方知事会長広瀬大分県知事の3人がパネリストでした。本県からは松田副議長、坂本企画振興部長が出席し、意見交換が行われました。

逢坂総理大臣補佐官からは、地域主権改革では基礎自治体を重視しているが、地域が自発的に選択するのであれば応援したいという発言がありました。

また国の出先機関廃止に関しては、財源と人員の取り扱いについて緻密に議論しなければならないとの認識が示されました。

広瀬知事からは、九州地方知事会での国の出先機関廃止に伴う受け皿についての検討状況の話がありましたが、これについては後ほど御説明させていただきます。

関経連の村上委員長からは、関西広域連合設立に向けての取り組み状況について報告がありました。関西では広域連合を立ち上げようとしておりますが、自治法上規定されて

いる手続き上のハードル、例えば、それぞれの議会で議決が必要であるということ、そのほか事務ごとの部分参加など参加形態を柔軟にしているということ、実施事務を順次拡大するという現実的対応を考えているということなどの話がありました。

次に5ページですが、道州制については今後とも周知啓発を続けていかなければならないと考えております。九州地域戦略会議と地域主権と道州制を推進する国民会議が主催する道州制シンポジウムを10月26日に熊本市内で開催する予定にしています。

道州制関係の説明は、以上です。

引き続きまして、地方分権改革関係について御報告いたします。7ページを、お開きください。7ページの右の部分に、最近の動きを示しております。

前回の特別委員会の後、6月21日に第6回地域主権戦略会議が開催され、22日に地域主権戦略大綱が閣議決定されております。

22年通常国会に提出されました地域主権改革関連法案は、継続審議となっております。

8ページに地域主権戦略大綱の概要版をそのまま掲載しております。

まず第1、地域主権改革の全体像ですが、地域主権改革とはということで、地域主権改革の定義がなされています。

次に、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあること、補完性の原則に基づき、住民に身近な基礎自治体を重視することが記載されています。

そして今後の地域主権改革の進め方ですが、24年夏をめどに地域主権推進大綱を策定すること、総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、政治主導で迅速に改革を推進すること、また適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行うことなどが述べられています。

以下、第2からの各項目については、次ページ以降に整理をしております。

9ページを、お開きください。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大について、まとめております。

まず第1次見直しですが、地方分権改革推進委員会第3次勧告のうち、地方から見直しを要望していたものを中心に、63項目、121条項を一括改正するものです。

それに伴い、本県において条例の整備が必要となるものは、児童福祉施設の設備・運営基準など10本程度です。

第2次見直しは、第3次勧告の積み残し分について見直しを進めてきた結果として、308項目、528条項になります。一括改正法案を、来年の通常国会に提出予定です。

それに伴い、本県において条例の整備が必要となるものは病院等の病床数算定基準など20本程度です。

次に10ページ、基礎自治体への権限移譲についてです。これも義務付け・枠付けの第2次見直しと同様、地域主権推進一括法案として、来年の通常国会に提出される予定です。見直しは、68項目、251条項です。円滑な権限移譲の実現に向けて、職員の派遣、具体的手法の助言など、期待される県の役割について記述されております。

なお、第1次勧告に掲げられた条項数の半数近くが残されており、今後引き続き検討を行うとされているところです。

次に、11ページをお開きください。国の出先機関の原則廃止についてです。

一番上の括弧の中に書いてありますような理念のもと、まず進め方の基本は原則廃止であること、住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担うこと、国の出先機関の事務権限については、例外的な場合を除き地方自治体に移譲することが明記されています。

また、事務権限の移譲及び人員の移管に関しては、それに伴う財源を確保し必要な措置を講じる、さらに地方の発意による選択的実施、その際、広域の実施体制の整備に応じ

て、事務権限の移譲が可能となる仕組みも、あわせて検討するとされています。

そのような中、今後の改革の進め方ですが、地方自治体へ権限移譲するものや国へ残すものなどの類型に区分した整理、事務・権限の仕分けを行うこととなっています。まずは、所管する出先機関の事務・権限仕分けを各省みずから実施しています。いわゆる自己仕分けですが、8月末までに地域主権戦略会議に報告する。そしてその次の段階が地域主権戦略会議としての仕分けとなります。

仕分けの基本パターンは、A地方自治体へ移譲する、B個々の地方自治体の選択的実施、C国に残す、D廃止・民営化の4つです。その仕分けの結果を踏まえ、アクション・プランを年内をめどに策定し、来年の通常国会への法案提出を含め、可能なものから速やかに実施するとされています。

自己仕分けの結果について、12ページに総務省政務三役会議資料をそのまま添付しております。

下から2番目の丸のところを見ていただきますと、先ほど御説明した仕分けパターンのA地方自治体へ移譲するというのは、条件付きも含めて1割程度か？とされています。原則廃止とはほど遠い自己仕分けの結果となっている模様です。各府省の自己仕分け結果の概要については、次回の地域主権戦略会議に報告する予定とされています。

関連しまして、13ページに、九州地方知事会での国出先機関の受け皿組織の検討状況等の概略をまとめております。

まず、5月の九州地方知事会議において新たな広域連携組織をつくり、現行の国出先機関の事務・権限を丸ごと受け入れるという方向性が確認されました。これは、これまでも申し上げてまいりましたが、本県知事の提案によるものです。現在、佐賀県、大分県、本県が主導して、執行機関や議事機関のあり方など具体的な検討を進めています。

今後、10月18日開催の九州地方知事会議で議論が行われる予定です。

続いて14ページには、新熊本合同庁舎についての最近の動きを整理しております。

まず、国交省の概算要求の資料から抜粋しております。ここに記載されている3カ所については再開するとされていますが、熊本のB棟については概算要求に計上されておられません。

ただ、その下に記載しておりますが、新成長戦略における国有財産の有効活用についてという財務省資料を見ますと、地域のまちづくりにも配慮し、跡地も含めて地域の活性化や都市再生に資するような事案については優先的に推進するようになっており、まさに熊本の事案そのものではないかと考えておるところです。

これまでも繰り返し要請活動を続けてまいりましたが、近日中にまた行う予定にしております。

次に、15ページをお開きください。

ひも付き補助金の一括交付金化についてです。前回の特別委員会において、その問題点、疑問点について御指摘があったところです。

中心的な問題は、右側の制度設計の中ほどに書いてあります配分・総額として記載されている部分だと思っております。その3番目の丸ポツのところ、事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いるとされています。また、条件不利地域等に配慮することや、総額が対象となる補助金等の必要額により設定することなどが書かれていますが、具体的にどのような制度設計となるのか、今後とも注視してまいりたいと思っております。

地域主権戦略大綱は、この後、第6「地方税財源の充実確保」、第7「直轄事業負担金の廃止」と続きますが、第10「緑の分権改革」を含めましてすでに実施中のものであり、説明は割愛させていただきます。

また、第9「自治体間連携・道州制」につきましては、先ほど説明したとおりです。

16ページには、第8の地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）について、まとめております。この件に関してはいつまでという工程表は示されておりませんが、総務省の地方行財政検討会議において検討を進め、成案が得られた事項から順次国会に提出するとされております。

現時点における検討状況ですが、地方公共団体の基本構造について選択肢を用意し、地域住民みずからの判断と責任によって選択できる仕組み、また二代表制を原則としつつ、現行制度と異なるどのような組織形態があり得るのかなどについて検討が進められております。さらに、議会制度、監査制度、財務会計制度について検討するとされております。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

○藤川隆夫委員長 それでは、議題3の政令指定都市関連について、小嶋市町村総室長お願いします。

○小嶋市町村総室長 おはようございます。市町村総室長の小嶋でございます。それでは、着座のまま御説明させていただきます。

それでは、報告資料の19ページをお願い申し上げます。

政令指定都市実現に向けた最近の動きにつきまして、若干長くなるかと存じますが、御報告申し上げます。

6月議会では、政令市制度やこれまでの経緯等につきまして御説明を申し上げますので、今回は権限移譲に絞って御説明申し上げます。

まず、1の(1)、県から市への事務権限移譲でございます。事務権限移譲につきましては委員会の都度御報告を申し上げてまいって

おりますが、昨年の10月に政令指定都市移行県市連絡会議を設置しまして以来、ほぼ1年をかけまして県・市で協議を重ねてまいりました。この間、政令市移行を契機に、これまで県で実施してきた事務権限の中から、熊本市が主体的にまちづくりや住民サービスを拡充・強化することにつながる343の事務事業を選定いたしまして、できる限り多くの移譲が実現するよう協議を重ねてまいったところでございます。

資料には記載しておりませんが、本年度に入りましてからも、6月県議会では本年3月末時点までに移譲を行う方向で整理がつきました270事務、約8割に当たりますが、これを説明申し上げたところでございます。

その後も、その時点で残されておりました73の事務がございますが、平成24年4月の政令市移行を目標にいたしますと、できる限り早い時期に県と市で連携して事務移譲の協議を完了する必要がございますので、本年9月までの整理を目標といたしまして精力的に協議を重ねてまいったところでございます。

6月議会以降も、8月上旬には委員の先生方に7月末段階で残っておりました73の事務のうち51の事務の協議が完了し、12の事務をさらに移譲し、また39の事務につきましては、熊本市としては移譲を受けることが難しいという整理がなされました、さらに、残されております協議未了の事務が、その時点で22となったことなどを、取り急ぎ報告させていただいたところでございます。

そうした経緯を踏まえまして、19ページの(1)の中段に記載しておりますが、9月末までに残っておりました22の事務につきましても、後ほど御説明を申し上げますが、連続立体交差事業を除く21の事務について移譲を行う方向での整理がなされ、最終的には中段の①の表がございますけれども、権限移譲を行う根拠ごとに表側で整理しておりますが、当初、県から移譲対象といたしておりました34

3の事務のうち、約9割となる303の事務、下の方に※じるしで書いてございますが、法令等の項目数に直しますと約1,500になるわけですが、これにつきましては移譲する方向で基本的な整理がなされたところでございます。

また、表の一番下の40事務につきましては、受け手側の熊本市としては移譲を受けることが難しいという判断でございますので、それを踏まえまして引き続き県で事務処理を行ってまいりる方向で整理をしているところでございます。

熊本市及び県が目標としております24年4月の政令市移行を念頭に置きますと、余すところあと1年半となってまいっておりますので、この目標達成のためには、事務権限移譲につきましてはできるだけ早く県・市間の基本協定を締結いたしまして、総務省に概要を説明し、これまで御説明申し上げておりましたとおり、本年度内にも予定されております熊本市並びに県から国に対する政令指定の正式要望を行う段階までには、さらに準備を進捗させる必要があるというふうに考えているところでございます。

そうしたことから、19ページの(1)、一番上の方でございますが、この表の中にも記載してございますように、また定例議会の冒頭で知事からも申し上げましたとおり、事務権限移譲については今後、県・市間で最終的な詰め調整を行いまして、10月下旬を目標に県・市間の基本協定を締結する予定としているところでございます。

次に、20ページをお願い申し上げます。

この表は6月議会にも付けておりましたが、熊本市に移譲する事務の中で主な事務を掲げております。いずれも当初から事務権限移譲の対象としていたものではございますが、具体的にどのような事務権限が移譲されるのか、移譲を行う効果などの例につきましても、代表的なものではございますが、今

回、委員会の参考資料の方に1ページから6ページまでに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、この表の中から、先ほど申し上げました8月段階で残っておりました事務につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず2段目の法令任意事務の4番目の丸じるしでございます。河川管理に関する事務でございます。熊本市内を流れる河川の中から、都市基盤河川改修事業として、すでに熊本市が整備を進めております7河川、具体的には水前寺公園の前を流れております藻器堀川、それから白川と藻器堀川を結びます保田窪放水路、それから江津湖に流れてまいります健軍川、秋津川の支流でございますが鶯川、それから坪井川の支流でございますが万石川と兎谷川、それと井芹川の支流になりますが麴川。さらには、まちづくりの視点から水前寺江津湖公園と一体となって都市空間を形成しております加勢川の、合わせて8河川の移譲を行う方向で整理がなされているところでございます。

また、表側の4番目事務処理特例等の一番下の丸でございますが、水前寺江津湖公園広木地区の設置に関する事務につきましては、熊本市が管理をしております上江津湖地区や今回移譲する方向で整理をしております藻器堀川や加勢川と相まって一体的な管理や整備、利活用の観点から移譲する方向で整理がなされたところでございます。

具体的には、土地につきましては広大な土地がございますけれども、一応、無償の貸し付け、それから施設につきましては無償の譲渡ということを念頭に置いているところでございます。

次に③の表でございますが、引き続き県で実施することとなる主な事務を掲げておりますが、最後まで残っておりました連続立体交差事業に関する事務につきましては、これま

で県が事業主体となって進めてまいりましたが、事業の最盛期を迎える平成24年度の時点で熊本市が事業を引き継ぐことは事業の円滑な進捗に影響を及ぼす可能性があるということと、また現在、県が事業主体となって熊本市も負担金を出して事業を進めておりますが、財源は双方とも交付税措置のある一般公共事業債を充当しております。これが熊本市が事業主体となりまして、県が負担金を出すスキームに変更されますと、県の負担金については一般公共事業債を活用できなくなることから、結果的に県の財政負担が増加することが明らかとなったことなど、県及び市双方ともにこの事業を移譲するメリットが得がたいとの判断に最終的に至ったことから、引き続き県が事業主体となって事業を継続する方向で整理がなされているところでございます。

それと、これらの事務権限移譲の整理が進捗してまいりましたことによりまして、事務権限移譲分も含めまして、熊本市が政令市に移行することに伴って県の財政収支にどのような影響が生じるかという現時点での試算が可能となってまいりましたので、政令市移行後20年間の見通しにつきまして、恐れ入りますが委員会の参考資料の方で最後の10ページをお開きいただきますと、そちらの方に整理をいたしましたので、そちらの方で御説明申し上げます。委員会の参考資料の10ページを、お開きいただきたいと思っております。

この参考資料のA、B、Cということで黒抜き、白抜きになっておりますけれども、Aの欄は総論、結論部分を書いております。またBの欄は、20年間の平均をとって単年度でどうなるのか、C欄につきましては、そうした試算の前提を掲げているところでございます。数字は、すべて一般財源ベースの試算となっております。

まず、破線で囲みました一番上のA欄をごらんいただきたいと思っております。

今回の試算では、政令市移行初年度——24年度を想定しておりますが——におきましては、県財政に約5.7億円の収支悪化、赤字が見込まれますものの、熊本市に移管する道路事業等につきましては、県では平成24年度以降は新たな県債を起す必要がなくなります。したがって、県が従前同様に起債し事業を行っていた場合と比較をしてみますと、毎年度必要となってまいります償還額がその分不要となってまいりますので、財政収支にはその分はプラスの効果として出てまいります。ただし、その効果が出てくるのに若干時間がかかることと、償還額は後年度になるほど累増しますので、プラス効果が後年度ほど拡大していくということになります。このため、全体の財政収支も後年度になるほど県の方は改善してまいりまして、29年度からは全体収支は黒字に転ずるという試算になっております。

その結果、2つ目の黒丸でございますが、後ほどC欄の説明のところでも触れますが、市から県への県債引き継ぎの負担金の償還というものは市の方からいただくようにしておりますが、それが完了いたします平成43年度までの20年間で見ますと、県の財政収支は平均でございますが歳出面で約56.8億円の減となります。また歳入面で約44億円の減少となりまして、入ってくるお金の減少が、出ていくお金の減少よりも小さいことから、年間一般財源ベースでは約12.8億円の黒字ということになりますので、20年間で見ますと約250億になるかと思っておりますが、そうした効果が出てくるものという試算がされているところでございます。

B欄につきましては、そうした歳入及び歳出面の20年間の平均値を示してまいりまして、左の表が歳出に関する細目です。歳出の方をごらんいただきますと、一番上の黒く網がかかっておりますところが、法令で移譲します国・県道管理にかかる歳出で、約44.7億円の

減となります。

次の網かけの部分が、その他の法令で移譲します事務にかかる歳出で、7.5億円の減、小計を挟みまして、その下の網かけの部分が任意事務で移譲するものと、後ほどC欄で御説明申し上げますが、3単県補助金の見直し分2.9億円の減を含めまして、4.6億円の減としているところでございます。

この結果、移譲事務にかかる歳出の方の削減合計が、両括弧のAで56.8億円と見込んでおります。

右の表が今度は歳入でございますが、一番上の地方交付税で2.3億円の増。内訳は、その下の欄、法令で移譲する国・県道管理にかかる分は基準財政需要額——交付税算定上の基準財政需要額の話でございますが——の減少よりも、譲与税など需要額に見合った形で措置されております基準財政収入額の方の減少幅が大きくなりますので、財源保障機能を有する交付税上は逆に11.5億円の増加となっております。

また、その下、その他の移譲にかかる分については、交付税上約9.2億円の減少となります。

その下の譲与税と43.3億円の減につきましては、国・県道管理にかかる財源として措置されております道路関係の譲与税、これは軽油引取税交付金とか地方揮発油譲与税等がございますが、権限移譲に伴って熊本市に移管される分でございます。

また、宝くじ収入17.9億円の減につきましては、これまでは収益金全額を県で収納し、主として道路等の財源に活用してまいりましたが、熊本市が政令市になりますと、政令市も発行主体に加わることから、収益金の全体額から市町村分のサマーとオータムジャンボの宝くじ収益金を除いた額を人口按分をいたしまして、算出した額が熊本市の歳入となるものでございます。したがって、17.9億円程度の赤ということになります。

さらに、その下の欄、県債引き継ぎ負担金14.9億円の増につきましては、現在、県が管理しております国・県道につきましては政令市に権限を移譲することに伴いまして、先ほど説明いたしましたように地方交付税や軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税など、これまで県が道路整備財源の一部として発行した県債の償還財源も含めて移譲されることから、既発債、すでに発行しております地方債の償還を引き続き行っていく県に対しまして、その所要額、新聞では20年間で総額286億とされておったかと思えますけれども、正確には利子を含めまして298億円程度と予想してございますが、その所要相当額を熊本市が負担することで整理をされているところでございます。

以上の結果、歳入にかかる県の財政収支は、両括弧のBでございますが、年間44億円の減少となります。その結果、20年間の平均収支というのが書いてございますが、これが12.8億円と、結果的には12.8億円の県の財政にはプラスの影響が出るということでございます。

なお、一番下のC欄でございますが、これまで申し上げました試算の前提を整理しておりますが、主なものを御説明申し上げますと、2つ目のポツ、人件費につきましては1人当たり約800万、及びほぼ固まった移譲事務にかかる換算職員数——確定値ではございませんが——これを81人と想定して、それを基礎にしているところでございます。

また、下から4つ目のポツでございますが、河川の移譲に伴いまして、先ほど御説明しましたが、すでに都市基盤河川整備補助金、これが国・県・市各3分の1の補助という形になっておりますが、これを受けまして熊本市が主体的に整備をしております河川が5河川ございます——藻器堀川、保田窪放水路、健軍川、鶯川、麴川でございますが——につきましては、移譲を受けますと、河川管

理者としての立場からの工事ということになりますので、補助スキームが国2分の1、市2分の1ということで途中で変更されますので、経過措置といたしまして、当面、市の負担増分につきまして、一定期間補助を行うことで整理しているところでございます。

その下のポツでございます3単県補助金、これはひとり親家庭等医療費助成事業、重度身心障がい者医療費助成事業、乳幼児医療費助成事業でございますが、先ほど御説明申し上げました県債引き継ぎ負担金と同様、権限移譲の数343事務には含まれていなかった調整項目でございますけれども、熊本市の政令市移行に伴いまして保健、医療、福祉分野における市の役割拡大と、先行する政令市や中核市において見直しが行われておりますので、そうした状況を踏まえまして、県から現在の補助率2分の1ということで間接補助をやっておりますけれども、これを3分の1に見直すことで整理をされたところでございますので、それを前提にしております。このC欄に掲げた条件で、B欄の試算を行っているところでございます。

この結果、繰り返しになりますが、歳出面で56.8億円の減、歳入面で44億円の減となり、20年間の平均でございますけれども、単年度収支で約12.8億円の増加となり、県におきましても政令市移行によりまして財政のマイナス影響はなく、むしろ他に活用可能な一般財源が毎年約12.8億円生じるとの試算結果となっておりますのでございます。こうした点も総合的に踏まえまして、この1年間協議してまいりました事務権限移譲についての基本的整理がなされたところでございます。

それでは恐れ入りますが、委員会資料の方に戻っていただきまして、21ページをお願いいたします。

21ページの(2)に記載しておりますが、今回移譲する方向で整理した事務につきましては、今後平成24年4月の政令市移行に向けま

して、熊本市において行政サービスが円滑に行われますよう、事務処理のマニュアルや住民向けの説明資料の作成、的確な事務引き継ぎ、必要な事務については熊本市からの職員研修の受け入れ、政令市移行後につきましては一定期間、県から必要な事務につきましては職員を派遣して技術的な支援を行うなど、そうした円滑な事務権限移譲に向けて県・市で引き続き連携して取り組んでいくこととしているところでございます。

また、引き続き県が実施するとした事務並びに今回343の移譲対象事務には上がっていない事務等につきましても、政令市移行後における熊本市の事務執行体制の整備状況なども踏まえつつ、将来的には住民サービスの向上につながるような事務につきましては、できるだけ多くの事務権限を移譲することができるよう、引き続き検討を継続していくこととしているところでございます。

なお、今回の移譲対象事務は、現在県が行っております事務のうち、地域の特色を生かした主体的なまちづくりや住民生活に密着した事務などを政令市に移譲するものでございます。各行政分野の全圏域をにらんだ県計画、あるいは農林水産関係業務や高等学校、中小企業支援業務など、市町村の区域を越えて県が統一的・広域的に処理することが必要な事務等につきましては、制度上、政令市移行後も引き続き県が担うこととなっております。

次に、大きな2の今後の取り組み予定でございますが、総務省への事前説明に関しましては22ページの①に記載しておりますが、政令市の実現に向けては国に対して、県を窓口として熊本市が政令市としての要件を充たしていることにつきまして、積極的な説明が必要となってまいります。政令市は人口要件だけではないに、その他の要件等ももろもろございますので、そうした要件につきまして、すでに指定を受けた先行政令市の取り組みを参考

にいたしまして、指定を受ける側から国の窓口となる総務省に対しまして、政令市の指定を受けようとする理由や、政令市となった場合のビジョン、既存の政令市と同等の都市的要件を備えていること、あるいはそうした都市的要件に付き物の大都市行政を展開するための県からの事務権限移譲の内容や、それを実施していく行財政体制の整備状況などを詳細に説明いたしまして、最終的には政令指定にかかわる関係省庁すべてに熊本市を政令市として指定する必要性を御理解をいただいて閣議決定という形を予定しているところでございます。

こうしたプロセスを踏まえまして、4月以降、県と熊本市で連携をいたしまして、月1、2回のペースで窓口の総務省へ事前説明を行っているところでございまして、今後はこれまでの説明に対する国側からの質問が出てまいりますので、そうした質問への対応、他の政令市においても指定時の課題とされております給与制度など公務員制度全体に対するコンプライアンスの徹底、政令市移行をにらんだ都市計画への取り組みなどにつきまして、引き続き県・市で連携して説明を行っていくこととしているところでございます。

並行いたしまして、熊本市におきましては将来ビジョンの策定、区の名称の選定、区役所の整備、政令市移行後の事務執行体制の整備が進んでおりまして、県の方からも随時、助言等を行っているところでございます。

21ページの左下に戻っていただきますと、スケジュールの方でございまして、22ページの②のところとも若干重なりますが、平成24年の4月を目標として、既存の政令市の例によりまして検討いたしますと、総務省への事前説明が進捗し、県から市への事務権限移譲の内容が固まった段階、すなわち政令市移行後の事務執行体制や区役所の業務内容が大体固まりまして整備への反映も可能となるなど事務作業が進捗してまいる段階、県及び熊本

市ではそうした時期を年末から来年初めごろというふうに予定しておりますが、熊本市議会でまず要望書の議決をしていただきまして、県の方に政令指定に関する要望書が提出されてくるものというふうに考えているところでございます。

これを受けまして県といたしましても、その直近の県議会におきまして、国に対して政令市としての指定を要請する旨の意見書の議決を行っていただきまして、平成23年度早々にも県から国への要望書の提出、平成23年度半ばには閣議決定、政令公布というミリミリのスケジュール感で進めてまいりますと、平成24年4月の政令市誕生には間に合わないと考えておりまして、そうした予定を立てさせていただいているところでございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○藤川隆夫委員長 以上で、執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、議題1の道州制関係及び議題2の地方分権改革関係について、質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○前川収委員 道州制と地方分権も似たような話なんですけれども、この委員会でもずっとこれまで議論してまいりましたけれども、道州制が施行されることによって権限移譲というのは、これは次の国・県等が絡んでくるんですけれども、これ表裏一体の話なんですけれども、常に我々側からの視点でずっとこの問題を見てきたわけでありまして、最近思っていますのは、国が国として全国統一できちんと事務を見ていただかなければならない、ナショナルミニマムでというんですかね、最低限、国できちっと見ておくべき事務というのが、この議論の中でほとんど確立してないのかなということを感じております。それは当

然、国の方は議論すべき部分もあるんでしようけれども、むしろ、それは国の議論と同時に、地方から見て、やっぱりここはちゃんと国が全国统一でしっかり見ておかないかんというような部分を、地方の中でもやっぱり議論をしていく時期にもうきているんじゃないかなと思っております。地域主権という言葉はいいんでしょうけれども、その中で国の体制そのものまで揺らぎかねないような権限が、例えば、この間これは国の機関なんですけれども、尖閣列島の領海侵犯問題がありましたけれども、一沖縄の検察が国際問題というんですかね、領海侵犯的なものに国際的配慮をした結論を出してしまった。それを国家統治権のある総理大臣は、検察の判断だということで、全く国はガバナンスがきいてない状況になっている現状——たぶん今でもそうでしょうね——そういうことになっているということを見ると、本当にやっぱり我々は地方分権は分権で権限移譲も必要、道州制もいいでしょう。しかし、そればかり言って、では国がなくなってしまうというんですか、国の基本がわからなくなってしまうというような事態に陥ってしまえば本末転倒どころか、そうなるはならないわけですから、地方側から、こことここと、ここ、例えばマクロ感覚から言えばみんな一緒でしょうけれども、外交とか防衛とか教育とか、こういったものはやっぱり同じじゃないとだめだと。日本人がああ地域で受けた教育と、こっちで受けた教育が違うということがあっても、やっぱりおかしいでしょう。そういった部分がどの部分なのかということは、例えば全国知事会の中で権限移譲はまだずっと先の話なんですけれども、どういう議論がなされているのか、もしくは分権改革の方で地域主権何とかかんとか、戦略大綱とか書いてありますけれども、こういうところでどういう議論が今あっているのか、ちょっと情報を教えていただきたいと思えます。

○坂本企画課長 全国の動向、情報の前に、まず今議会で西岡先生の御質問にお答えする形で知事の方が、日本の取るべき国家戦略と地方再生というような答弁をしております。国家戦略についてということで、「国は国家としての安全保障や外交、国民が安心して暮らせる社会保障制度の確立などに特化し、国全体を安定させる役割が求められています。国は、それを果たすことに全力を尽くすべきです。」という前提のもとに、一方で、「地方ができることはすべて地方に任せる地方分権型社会」という、そういうフレーズで知事が説明しております。

地方自治法の第1条の2第2項にも国の業務というのが記載されておまして、「国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い」となっておりまして、そのあたり、国が当然すべきことを当然した上で、それ以外のことを地方にすべて任せてくださいというスタンスで、全国知事会も九州知事会も熊本県も、そういうスタンスで臨んでおるといことです。

○前川収委員 わかっています。ただ、国が当然担うべき事務というのがどこまでなのかというところは、何か議論されてないんじゃないですか。例えば、坂本さんが今おっしゃったが、さっき僕はあえて教育という話をしたんですけども、北海道の子どもたちが受けている教育の内容と九州の子どもたちが受けている教育内容、義務教育の範囲の中で全く違うというようなことがあっていいのかなということが、1つあります。

それから福祉の問題も今ちょっと、それは自治法の中でおっしゃっているようだけれども、例えば福祉だって、これはナショナルミニマムととらえるのか地方でいいのか、ちょっと議論があるところでしょうけれども、どこに住んでいる人と、どこに住んでいる人が違うところで違うサービスだと。サービスに非常に差が出てしまっているということでもいいのかどうなのかということも、やっぱり議論を要するところでしょうから、我々は分権、分権と権限移譲の話は当然していますけれども、国でしっかりやるべきですよという視点からの議論が余り進んでないように感じていますけれども、自治法に書いているものは今までそうだったという前提ですから、今後、地域主権や道州制を進めていこう、地方分権を進めていこうという前提として、国がしっかり持つておくべきナショナルミニマム的なものがどういう機関で議論されているのか、もしくはされていないのか、その辺を教えてください。

○坂本企画課長 今、九州知事会の中で行われているその受け皿をどうするかという議論の中で、丸ごと受けるというようなことを、佐賀、大分、うちの県とかが中心にいろいろ検討を続けています。その議論している中に、当然、丸ごとと言いながら当然国がやるべきことというのを、まず仕分けすべきだということで、1つ1つの事務の中で、例えば外交にかかる部分であるとか貿易に関する部分だとか検疫事務だとか、そういうことに関して、これは当然国の出先機関がそのまま持つ国の業務だというような具体的な仕分けは九州知事会の中では議論をしておりますが、全国の中で、例えば教育の全国のナショナルミニマムがどのあたりにあるのかといった議論というのは、非常に、議論がそれぞれ各県ごとにスタンスの違う状況にあるのではないかと感じています。

○前川収委員 最終的には、地方の意見やそういうものを踏まえて国が決めなければならないんでしょけれども、国でその議論がされてないというのはやる気がないということだと、私は逆説的に見ております。本来、国が本気で権限移譲をやると思うなら、国がここだけはやっと国でやらなければならないですよという議論があつて、それがあつた上で、ではこの部分は地方でお願いしたいという話になるべきなのに、まずどれを出すかかれを出すかと、地方側からの要望とか、もしくは省庁はほとんど出す気がないようなさっきの結果も出ているんですけども、そういう議論ばかりぐるぐる回っている。なぜかという、ナショナルミニマムが、たぶんみんなコンセンサスになっていないでしょう。なっていないと私は思っています。私の個人的な考えです。ですから、そこはぜひ九州知事会でも、さっきの知事の話じゃないですけども国家観として、この部分はやっぱりちゃんと九州の知事会はこれは国でやるべきだというものをきちっと固めて、それをアウンスして国にも要望していくなり、ちゃんと言っていくというぐらいの最初の入り口の話が、僕もずっとこの道州制の中にいて反省しているんですけども、いつもずっと受け身側になっていて、それよりももっとやっぱり国が守るべき部分というものの議論が先にあつた方が普通はあたりまえなんだろうというふうに思っています。我々もそういう視点でやっぱり議論をもっと深めなければいけないなと思っておりますが、九州知事会で、どうせ執行部が主導しながらやるんでしょけれども、そこをやっぱり、あれは要らない、これは要らないじゃなくて、これはちゃんと国がやるべきだという理論も含めて、そうすると国家観が見えてくると思うんですね。本来は九州知事会でやるべきじゃなくて、もっと大きな視点で国会あたりできちっと議論さ

れるべきなんでしょうけれども、まだそれが余り具体的じゃないから、そういう仕掛けをどんどんアピールしていただければと思います。

○坂本企画課長 全国の知事会の中ではいわゆる国の出先機関の廃止という、そういう議論の中で国の役割がどこまでかという議論をしています。国の方は、地域主権戦略大綱の中で、国の出先機関の廃止の議論の中で国と地方の役割分担という中において、先ほど申し上げたような地方自治法第1条の2第2項のああいった国の本来果たすべき役割を重点的に担う、それ以外は地方だという考え方を示していますが、その考えに基づいた自己仕分けがなかなかうまくいってないようだ、という状況を御説明したところです。

○前川収委員 それはよくわかっているんですけども、もうちょっと、そういった地方側の視点じゃなくて、国民として国のありようとしての形をつくっていく上で、国家として全国均一ナショナルミニマムできちっと責任を持って担うべき事項というのを整理していただければ助かります。移譲するときに、これが要るか要らないかとか、そういう議論よりも、もうちょっと国家としてガバナンスがちゃんときくかどうかという部分まで含めてですね。やれるかやれないかじゃないですよ。やれるかやれないかだったら、それはやれるでしょう。教育だって何だって地方はやれると思います。しかし、やっていいのかどうなのかという議論が必要だと思うんですね。これは全国均一であるべきなのか、国民として我が国の国家として、これは地方で持つべきなのか持つてはならない、やっぱり国が持つべきなのか、そういう視点からの議論というものも含めていただきますように、お願いいたします。

○藤川隆夫委員長 今のは要望ですので、九州地方知事会のほうに、知事を通してでも構いませんので上げてもらえればというふうに思っております。

○前川収委員 具体的に、どういうものが国家ということに、今ずうっと仕分けなさっていらっしゃるんでしょうから、次の委員会でもいいですから、九州知事会がお考えの国家が担うべき事務というものが、どういうものだと思っていらっしゃるのかを御提示いただければと思います。経過で結構です。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○松田三郎委員 資料の15ページ、一括交付金化について、財政課長にちょっとお尋ねします。

中身については、細部についてはまだ決まっていなくて多いので、極力中身についてはお尋ねしませんけれども、わかる範囲で、あとプラス予想、推測でも結構でございます。

今後、熊本県の予算も23年度予算に向けてずつつくっていくわけでしょうけれども、その間に早ければ23年度に一括交付金化を一部導入したいと。並行的にというより、だんだんある程度スキームがわかってきながら、県の予算もつくっていかねばならないという時期がかぶってくることもあり得る。その場合に、中身がちょっとわかりにくいのは、配分のところで事業計画に基づく配分と客観的指標と。客観的指標はこれから出るんでしょうけれども、ということは、例えば今までの積算に関しては何々事業の感じで積み上げて、大体熊本県としてはあるいは市町村としてはこれぐらいというのを一応作業はしないわけでしょう、そして総額を何に使うかはまた別という形で非常に、検討してもこれからどういったことに特に注意して予算を編

成しなければならないのかというのが、課長なりが我々に教えていただきたいという。もうちょっと具体的に言いますと、例えば県の役割も完全に一括交付金化してしまえば、かなり変わってくるだろうし、例えば補助事業でも県の負担があった部分もなくなるんだろうと思いますし、あとは直接市町村との、一部交付金もそうであるように、変わってきているということも考えると、県の役割あるいは県の今まであった負担がなくなる、そういうのを含めて当面この23年度予算を編成するに当たって、どういったことが考えられるとか、どういったことがちょっと心配であるとか、ちょっと抽象的な話になりますが、わかれば課長の方から教えていただきたいと思えます。

○小林財政課長 財政課でございます。

委員御指摘の一括交付金についてのお尋ねでございますが、現在のスケジュールでは、ここの資料にもございますとおり、平成23年度から投資に係る補助金が段階的に導入されます。そのような中で、これから予算編成を進めていくという状況にあるわけでございます。現在のところ、まだ制度の概要というものがかちっとした形で出てはまいってはおらない部分でもございますし、そういう状況でありますので、なかなか確たることを申し上げづらいという点は御容赦いただきたいと思えます。しかし、やはり何といたしても我々としてしっかり見ておかなければならないと思うべきところといたしましては、一括交付金に導入されることによって総額が削減されて、三位一体の改革の二の舞いになるような事態、そういったものだけは避けていかなければならないだろうなというふうにも思っておりますので、まずはしっかりと総額が確保されて、地方の安定的な財政運用が図られるようにやっていくべきではないかというふうに考えておるところでございます。

○松田三郎委員 それは今までこの委員会でも議論になったように、おっしゃるとおりでございます。総額というのを、例えば制度が変わるわけでしょうから、例えば今までの過去何年から何年はどれぐらいだったという総額というのは大体でるわけですね。ただ、毎年毎年その違うわけでしょうから、各市町村あるいは県の事業。今まではこの事業をしていただけれどもやめるとか新たに始めるというので、総額というのかなかなか、平均値は取れるとしても、前年度と単純に比較するわけにもいかないでしょうから、総額というのは国全体のということですか。例えば、熊本県を例にとった場合の総額は増えた減ったという判断というのは、簡単にわかるものですか。

○小林財政課長 総額ということは先ほど申し上げましたが、例えば災害復旧なんかを例にとっていただければと思えますが、数年間でいつもの倍ぐらい必要になっているとか、事業費のでこぼこがある部分というのはございます。そういったものも含めて、しっかりと財源措置をしていただきたいというのが、我々これから求めていかなければならない部分ではないかというふうに思っております。

○松田三郎委員 あと確認ですけれども、さっき言いましたように直接市町村とのやりとりが増えてくるわけで、やりとりというか、客観的手法は別として、県の役割、事務的なことはかなり減ると理解していいんですか。

○小林財政課長 一括交付金の導入に当たっては、そのような形でやりとりも減ってくるというふうな話は国の方から聞こえておりますが、まだちょっと具体的なものができ上がっていない段階では、ちょっと申し上げにくいというのが正直なところではございます。

○前川収委員 関連でいいですか。

もう聞くまいと思ったんですけども、前回も言いましたが、ひも付き補助金というのはなぜひもが付いているかという、事業認可、事業申請をして、この事業を国が認めます、だから補助金を入れますということで、ひもが付いて補助金がきていた、その積み上げがいままでの補助金総額だったと思うんですね。その補助金総額が一括交付金に変わるという形になって、では中身はどうなんですかという話を前回したんですけども、結局、中身は1つ1つ事業が事業認可を得て、例えば道路だったら道路の基準があって、ことしだって、あそこあそこあそこが国から、何路線は国から補助をいただきました、認可をいただきました、事業認可をもらいましたと言っているわけですけども、それは基準に基づいて基準をクリアしているかどうか1つのものになって、それをちゃんと国に申請して検査、検査というのかな、これはちゃんと国の規定どおりだからいいでしょうという話で、要するに補助金が付いてひもが付いてということですね。それは、その作業は今後は変わらないのかなという、恐らく私は変わらないんだろうと思うんですね。それはなくなる。なぜならば、国・県道の道路基準というのがあるわけでしょう、基準が。要するに、車道の幅が何メートル、そこをどしこつくと歩道はこのくらいにしない、いろいろかなり幅は広がってきているにしても、かなりやっぱりそういうちゃんとした基準があるわけで、それはどうでもいいですよとは国が言っているわけではないわけですから、そこは変わらない。となると、ひも付き補助金がひもはなくなりましたが、色は付いていますという形になると思うんですね。要するに、これに使わなければならないというひもは絶対今あるひもですね。これはなくなるかもしれない。しかし色は付いてい

る。それは総額がそのことの積み上げによってできた総額だから、色は付いているということです。だから今とどう変わるのかが私はよくわからないんですよ。かりに色が付いた事業を、一括交付金ですから、やりません、県は県の裁量で全くほかの事業に回しますといったときに、いやおかしいですよ、あなたたちはもともとこれは申請したじゃないか、くれと言ったじゃないか、それでカウントして入っているんだよということをもし言って、それはそれに使えという話になったら、これはひもですよ、色じゃない。もう、ひもになっちゃう。もしくは、そんなのは全部取っ払って、いわゆる今までの事業全体とか人口割りとか面積割りとか、そういった地域形態とか客観的な部分だけで積み上げて交付金を試算するとすれば、それは地方交付税とどこが違うんですかという話になって、いわゆる地方の実態的な需要にきちとこたえる制度になり得るのか、それはもう各県平等、均等割という。均等じゃなくても、きちとした需要は人口割とかで配分されるだけであって、熊本としてこれを今やらなければいけない、10年後は要りません、今まではこれが要るから財政需要が必要ですよというように特色あるやつをきちと出そうとしたときに、それはきかなくなる可能性があるということだろうと、私は自分なりの解釈で思っているんですよ。だから具体的にいつから始まるのか私はよく知りませんが、その辺のところはやはりきちと国に聞いてください。答えられないじゃ困ると思います。もう要するに、何か陳情がだめだとか、東京に行くとか行かんからとかいって、一括補助金に変えますと言っているけれども、事業認可を取るためにどうせ行くわけでしょう。その部分が変わらないと、何も変わらないですよ。許可をもらえんから、認可が取れるか取れないかで金がくるかこないか、ひもじゃなくて色が付いていますという話だったら、

私は何も変わらないと思う。それより総額的に全体がこうなっていて中身はこうこう、こうですと、しかし総額抑制ですと言われてだまされるぐらいなら、今のひもが付いていた方がはっきりわかりやすくて地方は損をしないというふうに思っていますので、その辺の違いはしっかり内容を、固まってないのかもしれませんが、もし固まってないなら全国知事会ぐらいでそれは突き詰めた内容で議論してもらわないと困りますよ。たぶん私は総額抑制がかならずかかってくるだろうと想像していますが、その辺の感触はいかがですか。どうなるのかという設計を、何か持っていらっしゃるんですか。

○藤川隆夫委員長 だれか答えられますか。

○坂本企画課長 6月の時点から今日まで、新たな情報を何しろ集めてほしいという宿題をいただいておりますが、この程度の情報しか持ち込めませんでした。何しろ我々も、どういう制度設計になるのか、まさにそういう時期にきておまして、わからないと来年の予算も組めないということだと思っております。

なので、確におっしゃるとおり国に対しても制度設計を十分教えてもらうようにというか、まずその制度設計をしてもらうということだと思んですが、まだできてないものだと思います。

○前川収委員 来年からなんでしょう。

○坂本企画課長 投資にかかる補助金については、23年度以降段階的实施という表現が、たぶん今年の国交省関係の補助金の、一括交付金のような補助金、ああいった程度を段階的にしていくのかなど。

○前川収委員 ということは、これはもう補

助金ですよ。まとめて一括交付金で出します、ひもは付けていませんと言っているけれども、内容は色がついているから同じだという、今のこの時点においてはそう思っておかないと、何か間違っちゃうじゃないですか。

○坂本企画課長 たぶん客観的指標を突き詰めていって、面積とか人口とかになってきますと、交付税とどのように違うのかという議論も出てきますので、非常に具体的に、この事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いるという、その辺の調整のし具合がどういう形で出てくるのか、まさに注視しているという以外に……

○前川収委員 それだったら、名前はどうでもいいから、いわゆる投資的経費に対しては今までどおりきちっと積み上げて、内容、内訳がわかるようにきちっと交付してほしいと。でないと、内訳を言わないで総額抑制をかけられちゃうんですよ。交付税と一緒に、それで見えていますよと言われて、本当はどこに入っているかわからないというやり方。その部分と、いわゆる客観情勢で見る面積割とか人口割で見る部分は分けてもらえませんか。それは交付税に何かまた違う名前をつけてもらえば、それはそれでいいわけでしょうから、そういう提案を熊本からわかりやすくなさるんですか。その方がわかりやすいですよ。（「大雑把にやっている」と呼ぶ者あり）大雑把どころか、中身がどうやってその交付金が積み上げられるのかもわからずに、ひも付きは廃止するといったって色は絶対つきますよ。その根拠は、さっき言ったように今でも土木部はだれかいるかどうか知らんけれども、あの河川改修の補助金をもらうために、ちゃんと国と協議しているじゃないですか、道路の協議もやっているでしょう。それはまた必要ですよ。どんなことでもやっていいわけじゃないわけですから。その基準をクリア

したものが補助金としておりてきているのだから、今でもそんなに変な制度じゃないわけですよ。そこは余り従順過ぎるのじゃなくて、今度はもう来年度予算編成をやらないかんのに、まだわからんとはどういうことかというぐらい、やっぱり言わなんですよ。

○松田三郎委員 一部関連しますけれども、今後の我々の質問にもかかわることで、ほかの部署の方でも結構ですが、我々が実感しているのは、政権がかわって政治主導だと、政務三役しかわかりませんという話をよく聞きます。恐らく今この制度が重要な制度が変わる時期においても、今までであればよきにつけあしきにつけ事務方同士でという、例えば企画課長が担当のどこかに国の課長さんか部長さんか、大体こういう方向に行きますよというのが、ある程度の段階ではわかったと思いますけれども、今はどこの部署も大体あれですか、聞いても全然教えてくれんとか。ほかの法律改正とか制度改正もそういう状況ならば、我々も今後、皆さんに国のことを聞いても全然わからんなら、ちょっと質問の仕方も考えなければならんかなという、それぞれのお困りの部分あるいは実情は、その事柄によって違うのか、ちょっとその辺も聞いておきたい。

○藤川隆夫委員長 わかりました。この件は、総括して部長の方がいいのかな。（「わからんなら、わからんでよかけん」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってね。まず執行部から。今の県と国とのかかわりですよ。いろんなことを聞いてもきちっと情報がくるのか。まあ情報は余りこないという話もありましたけれども、その部分を含めて、政権がかわってからの状況を含めてちょっと話してもらおうと、わかるかもしれません。

○松山総務部長 私の方では、基本的には今

までの国に対する提案というのはまとめて企画の方から持ち上がって議論するというのではありませんけれども、個々の事業についての問い合わせとか、そういったものはやっていると思うんですけども、ただ、確かに以前と比べますと頻繁に、何といたしますか、コミュニケーションというか、それが少し少なくなってきたんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、これは特に事業課なりでどうなのかなという……。

○藤川隆夫委員長 わかっているところがあれば直接、具体的にあれば……。

○小嶋市町村総室長 私どもの方も市町村から同じようないろんな、今委員から出ておりましたような質問等がきておるんですけども、8月末に地域主権改革についての説明会を、内閣府の方から来ていただいて研修会をちょっとやったんですけども、やっぱり今企画の方から話が出ておりましたように、ほとんど今の段階では事務方としては、今御説明した以上のものはわからないというような状況でございました。

それで、私どもの方が市町村の方からいろいろ聞いておりますのも、先ほど来先生がおっしゃっておられましたように、補助金についての自由度を上げるという観点から最初は、そういう一括交付金とかそういったものも出てきたのかと思いますけれども、やっぱり総額が確保できるのかということと、配分する場合の客観性とか平等性とかそういうものをどう確保するのか、それをきちっとやっていきますと交付税とほとんど変わらんようになるんじゃないか。あとは、やはり成果の検証ということで、今は事業等につきましても、事業をやった後は、例えば会計検査院あたりがきちっと検査も、そういう基準でもってやっていくということになるわけですけども、そういう成果の検証みたいなものはど

んなふうになるのかなとか、非常に見えない中で苦勞している、どうしたらいいのかということでございますので、私どもも一生懸命情報は取ろうということで努力はしておりますけれども、今の状況はまだ、今説明があった程度しかわかっていないということでございます。

○藤川隆夫委員長 わかりました。では大変厳しい状況かと思えます。なかなか情報も取りにくいという話ですけれども、やはり常にコンタクトしていただいて、やはり情報収集をさらに図っていただければというふうに思えます。（発言する者あり）意見という形でよかですかね。

○濱田大造委員 民主党が政権を取って1年たったんですが、その象徴的なひも付き補助金から一括交付金へと、これは象徴的な政策になるはずだったんですが、参議院選挙から代表選挙と、ちょっと党本部で議論というのがとまっているのが正直なところだと思います。私の方にも、具体的な説明というのがきていません。本当に申しわけないなと思っ

ているんですが、まず、この一括交付金は、ひも付き補助金というのが各政策にも細部に至り政策としてがんじがらめになっていた。とらえ方としては、この一括交付金は県職員、地方自治体がクリエイティブな県職員、公務員としてのクリエイティブさを取り戻す新しい試みというふうに私はとらえています。また党本部の多くの国会議員も、このクリエイティブさを地方に取り戻すための大きな方針であると考えているんですが、実際そういうことが、こういう一括交付金になることによってクリエイティブさというのが本当に取り戻せるのかというのは、ちょっと私もわからない部分が多いんですが、それに関してどのようにとらえているのか、ちょっとお聞きしたい。硬直化

というのが、ひも付き補助金であったのか、またこの制度によって県にとっては望ましい政策なのかどうかというのを、ちょっとお聞きしたいんですが。

○藤川隆夫委員長 わかりました。では、今度のひも付きから一括交付金にという、今の一括交付金の流れの中で、これが県として、非常に答えにくいかもしれませんが、自由度が上がっているいろんな事業に考えられるのかどうか、その付近の話だろうと思えますが、それをだれか。

○河野企画振興部次長 企画振興部の河野です。

この交付金評価についての御質問ですが、先ほどから議論があつていましてこの投資経費のいろんな基準の中でやっている中で、この自由度がきくのかという話は、非常に矛盾をはらんでいるような話なんです、この地域主権戦略の全体の中で、出先機関の廃止とか交付金化とかいろいろ個別に出てきますけれども、例えば、この事業のこの交付金化の自由度を上げるためには、その前提としてやっぱり権限移譲がないと、今おっしゃったように全部国の方針の中で作業をしながら自由度だけをというのは、非常にどこかでひずみがあるかと思えます。これはまだ推測の段階で申しわけないんですが、権限移譲がなんらかの中で、そういう道路構造令とかいろんな形が国と県と市町村の関係がある中で、自由度だけを広げるというのは、やっぱり今申し上げたような形がありますので、今この交付金化だけの評価をお尋ねになりましたけれども、やはりこれはもし自由度を高める、県、地元自治体のクリエイティブさを高めるという中では、今申し上げたようないろんな、ほかの権限移譲とかそういったものがある程度一体的にした上で初めてそういうものが地元でどうできるかという議論になろうかと思う

んです。ちょっと私が今まで議論を聞かせていただいて、そういう全体的な環境の中でやっぱり動いていくしかないのかなという感じが、今のところ申し上げるお答えということになります。よろしく、お願いします。

○藤川隆夫委員長 ということ濱田委員、よろしいですか。また政権の方にいろんなことを言っていたらと思います。

○馬場成志委員 抽象的な話が続いて申しわけありませんけれども、今までの政権でも、地方分権とかスピードを持って動いてきたわけではない。しかし今、政権はこういったことを強く打ち出している部分がある。ただ、姿を見ておってそれが進むとも思わないから、こういう議論になってくるんだろうとうふうに思いますけれども、さっきから話を聞いていると、例えば行政間のその問題も情報が入らないと。情報が入らないということは、こっちの声も聞いてないということだろうと思いますし、あるいはさっき民主党の濱田先生の方からも話がありましたけれども、党の地方支部ともキャッチボールをやってないというような状況だったら、私たちが常に恐れている国の勝手な地方分権であるとか、そういったものが出てくる可能性が高いということですよ。だから、さっき地検の問題とかも出ましたけれども、都合のよかところだけ地検のせいにしてしまったり、そういうことが一番私たちが恐れておるこの委員会の意義でしょうから、本年度中にやられるかどうかわかりませんが、やっぱりいつの日か国に対してしっかりとしたもの上げていかなければいかんとうふうに思いますので、それは委員長がお考えになることだろうとうふうに思います。先ほどから話が出ておるように、これがこうなったら自分たちはこう困るんだというセクション、セクションである程度のとめを本当に1つ1つを具

体的にまとめ、もうすでに何らかのものはあるんだろうとうふうに思いますが、ここで具体的に質問が出ないと答えられんのかもしませんが、そういったものを各セクションでしっかりと玉出しをしておいていただきたいとうふうに、お願いをしておきます。

○藤川隆夫委員長 そういう形で、お願いいたしたいと思います。

それ以外には何かありますか。

○堤泰宏委員 きょうは質問せんはずだったんですけども、16ページ、議会制度、専門的知識を要する少人数の議員で構成される議会とする考えがあると。そして、またほかに書いてあるんですけども、これは議会というのは住民が選ぶわけですから、専門的知識を有する少人数の議員はだれが決めるんですか。こぎゃんいい加減なことをしておるということは、すべてがいい加減じゃないですか。それは憲法改正をしないとできんですよ。だれか教えてください。

○藤川隆夫委員長 どこが答えられますか。坂本企画課長かな。

○坂本企画課長 地方政府基本法の制定というのは、自治法を抜本的に見直すという中で、の検討が進められています。どういうことかあり得るのかという、いろんな議論を交わされているようです。その中で、地方公共団体の基本構造がどうあるべきかとか、あるいは議会制度についてのその考えられる論点というようなことが、いろいろ交わされているということ整理しております。

○堤泰宏委員 そげな返事は要らんとですよ。こういうことができるかできんかば尋ねたんですよ。専門的知識を有する議員で議会ばどぎゃんして構成するんですか。憲法改正し

ますと、だれかが言えばそれまでです。（発言する者あり）

○藤川隆夫委員長 返事ができそうになさそうですねですけども……（発言する者あり）これは、地方行財政検討会議における中で出てきた話なんでしょう。

○坂本企画課長 地域主権戦略会議の中で、この地域主権戦略大綱というのが固められて閣議決定をされたという……

○堤泰宏委員 これは、閣議決定されているんですか。これは、意見として出されているだけじゃないんですか。

○小嶋市町村総室長 地方自治法が関係しているものですから……。今、説明があつておりましたように、堤委員の方からお話がございましたように、憲法上は議事機関を置くというのが一応書いてあります。地方公共団体には議事機関として議会を置くと。あと詳細につきましては、地方自治法の中でいろいろ細かい規定がございます。

それで、今議論が出ている中ということで、ここに一応そういう形で挙げてありますが、恐らくタイトルから見ますと地方自治法の抜本改正に向けて考えていくということで、考え方としては今先生がおっしゃったように地方自治法を抜本的に改正をするほどの議論が要ると。そしてまた、さらにそれが例えば議会制度のあり方、根本的なあり方に触れてくるということになりますと、場合によっては憲法の規定との関係も出てくるのかなと、そういう検討を今から行っていく（「主権在民じゃなか」と呼ぶ者あり）そういうことだと思います。

○藤川隆夫委員長 それでは、ほかにこの件に関してありませんか。

○馬場成志委員 これはスケジュールか何かあるとですか。

○坂本企画課長 基本法制定については、工程表は示されておりません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、道州制及び地方分権改革関係については、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、次に政令指定都市関係について、質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 今議会の一般質問等でも議論が随分あつておりましたけれども、先日の新聞で熊本市が政令市になったとき、熊本市の財政状況の見通しということで、記憶していませんが、たぶん年間平均で20億前後のプラスという指標が出ておりました、さすがに政令市になれば、熊本市は財政効果も出るのだなと思つておりました。ぜひ、こういう指標を熊本県側から、どうなるのかというのを出してほしいと思つていましたが、きょう出していただきまして、20年間の1年間の平均が12億8,000万ということですから、熊本市もよくなる、県もよくなるという、最近のはやり言葉でいえば「WIN WIN」になっているようでもありますので、これはこれでいいんですけども、問題は私は、このWINの金12億8,000万円がもっとふえるようにするにはどうすればいいかということが1つ。それと、それがどう生かされていくかということがもう1つの部分だろうと思つています。もっとふやせないかという部分については、先ほど権限移譲の説明の中でお話がありました連続立体交差、今の制度でいけば県が事業主体のままであつていった方が有利だという

ことですから、それはそれでいいです。しかし、負担割合ですね。これまでの県と市が負担している、決めている負担割合を今回、政令市で熊本市がグレードアップなさるわけですから、若干、熊本市を重くして、若干その分を熊本県が減るといぐらいの負担割合が変えられないのか。権限移譲しないということと、負担割合が変わらないというのは別の話だと思うんですね。権限移譲はしなくても負担割合は変えるということだってできるだろうと思うんですけども、その辺がどうなるのかをひとつお尋ねしたいというふうに思います。

それからもう1つは、今言いました12億8,000万円を1年間平均、まあ後半に出るんでしょうけれども、20年間。これを政令市効果として政令市以外の地域にどう波及させていくのか。それは早田先生も質問なさいましたが、県のデザイン、うちの党からも出ましたけれども、その県の全体のデザインをどうつくっていくのかという話につながってくると思っています。知事答弁では、たしか来年度いっぱいこれを政令市までに示すということでありまして、ソフトの話はどれだけでもできますし、それはもうバラ色のソフトの話は簡単な話なんですけれども、要はやっぱりハードですよ。本当に最後の成果になるのは、ハード部分がこれまでとどう変わったかということです。私の感覚から言えば例えば、例えばですよ、11ある県事務所ですね振興局、熊本市が政令市になれば、ほぼ10になるでしょう。10で割れば、年間1億2,800万円はプラス効果で地方に入れますと、均等割にした場合ですよ。1億ぐらいかいと思うかもしれないけれども、今は振興局、地方でやっている事業で1億というのは結構でかくて、あと1億あるならばというのは、たぶん皆さんもお感じになるところがたくさんあると思いますけれども、そういう形をどういう形で実現していくのか、ぜひ、そうしてほしいと

思っています。その辺のアバウトな考え方があるかどうか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。2つです。

○藤川隆夫委員長 最初の質問は、12.8億の黒はどうやってふえるかというのと、もう1点が負担割合……

○前川収委員 連続立体交差の負担割合というのが、今後大きくなると思うんですね。

○小嶋市町村総室長 ちょっと最初に私の方から……。

今、前川委員おっしゃいましたように、県の方でも12億8,000万ほどの一応黒字効果が出るということで、今回試算をしております。これは今回権限移譲について一定の整理がなされつつありますけれども、そのことと、法制度上財源がどう移るかというのを全部見てみて、県側では今申し上げましたとおりで、市側でも一般財源ベースでございますので、事業になりますとちょっと膨らみますけれども、23.6億円の効果があるというふうに報道もなされておりましたように制度上ではプラス、プラスになるという試算を今しております。

それで、今申し上げましたそのことと、恐らく政令市効果というものが内発的に出てくるかと思しますので、そういったことも通じたプラス効果というものを引き出していく、例えば交流人口がふえたりとかいろんなことで政令市が政令市として活発な活動を展開することによって、外からのそういう効果を磁場として引き寄せてくる、そういうものをあわせて今後やっていくのかなというふうに思っておりますけれども、今先生がおっしゃいました連続立交の分と地域にどう生かしていくか、この2点につきましてそれぞれ担当課の方から答えていただきたいと思います。

○藤川隆夫委員長 どこが答えますか。立交の話は土木で答えますか。

○古里首席土木審議員兼監理課長 連立を含む駅周辺全体の事業費は約1,900億と聞いています。負担割合を決定したときに県と市で全体の事業費は半々でいこうということになっていて、それを受けて、連立の場合は、県が7、市が3というふうに、全体の事業の枠組みを受けてこれまでされてきたと聞いています。

今回の権限移譲に伴ういろんな議論がありまして、連立は結果として県ということ、私ども土木として、やはり現在進んでいる事業でございますので、いかに遅れることなく遺漏することなく進めていくことが大変重要だと今思っておりますので、現在のところ私どもはこれに全力を注いで頑張っていきたいというふうな考えでございます。

○前川収委員 答弁の途中で切っていいですか。私が聞いたのは、7、3でこれを今後もやる必要があるんですかということですよ。事業推進をやるのはあたりまえですよ。早く事業効果を出すように、その意味で県が今後もしっかり県事業でやっていくというのは、全く異論はございません。特に技術の蓄積とかマンパワーからいけば、それはやっぱり熊本市役所じゃなかなかうまくいかないところがあるでしょう。だから、これまでどおり県でやられていい。ただ、この間の新聞の試算でも出たとおりに、年間20億ぐらいのプラス効果が市の方でも出るわけだから、7、3の負担割合を、例えば5、5とかに変えられないんですかと、変えようとは思わないんですかということですよ。

○古里首席土木審議員兼監理課長 難しい課題でございますので、現実、今日私がここでお答えできるのは、やはり事業の進捗、これ

に向けて全力で頑張るということでございます。

○前川収委員 では、こっちから言います。7、3じゃおかしいですよ。これは、それくらい権限移譲してもいいんでしょう。市がやってもいい事業ですよ。ただ、さっきの総室長の話では、そうやっちゃうと事業主体が変わっちゃうと、お互い負け負けになって財政負担が両方、市も県も大きくなるから、今のままでいけば県がそのまましていった方がいい、財政効果があるということだったと思います。それは、いいです。そのスキームはそのスキームでいいんだけど、7、3の負担割合を政令市になってもこのままかという部分については、政令市以外の県民からは、全体から見れば主に熊本市民にそれが共有される連続立体交差の利便性ですから、全部はそれは県内どこの道だって人吉の道だって九州の道だって、だれだって通っていいんだけど、しかし、主にそこで受益を受けるのはその地域の住民だから、だから地元が主体的に金を出してやるといっていて、政令市になるんだから7、3じゃおかしいです。7、3を変える努力をしてください。

○松山総務部長 確かに先生御指摘のとおり、その7、3というのはどうかというのはあるかと思えますけれども、これは御案内のとおりもともと県・市協定の中で駅関係の新幹線関係の整備をしていく上で、全体として5分5分になるような形ということで、たまたま連続立交については7、3ですけども、ほかの例えば区画整理でありますとか道路整備でありますとか、そういったトータルを含めて全体で5分5分ということで県・市協定がもともとございました。それで今回のやつにつきましても、そういったものを前提に負担割合をどうするかということで、トータルの財源の中で議論してまいりましたの

で、ここの部分だけをしますと、ちょっと不平等じゃないかという御議論もごもっともかと思えますけれども、全体の整備計画の中でこの部分が7対3であったと。ほかは市が全部見るところもございますしということで、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

それからもう1点御指摘いただきました、こういった財源は今後いかに生かしていくかというお話でございますけれども、先生の方からもお話しございましたように、今、企画の方で各地域のいろんなニーズを踏まえた上での県土ビジョンというのをつくっております、この毎年出てくる12.8億というのは、これは一般財源でございますので、これは非常に小さくはないというふうに我々も受けとめております。こういったものを今後の政令市移行の政令市の効果を各地にいかに波及させていくかということについて、こういった財源が推定で出てまいりましたので、これはきちっと生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

○前川収委員 では駅周は、連続立体交差以外はほとんど市に移管なさるんじゃないですか。移管なさっても、負担率は全部駅周の事業は変わらないということですか。駅周辺の事業だな。今、駅周とおっしゃったから。負担率は、全部変わらないわけですね。それだったら、わかりますよ。全部、トータルで変わらないなら、そこだけ動かせばおかしくなる、5分5分の原則が崩れる。もともと政令市だから5分5分じゃなくてもいいんだろけれども、それが全部変わらないかどうかですよ。

それともう1つ、すでに投資してきた県道の起債分の返還を今度していただく、これが大きな部分で、これがあるからプラスになると、私はこの表を見れば思っていますけれども、そういう考え方から見れば、やっぱりそこはもうすでに投資が終わって起債が残って

いて、すでにもう事業は終わった道路の起債分も市から県がもらうわけですから、そういう視点から見れば、別に連続立体交差の負担割合が変わることが、そんなに変な話じゃないと思えますよ。

○藤川隆夫委員長 どなたか答弁できる方いらっしゃいますか。

○小嶋市町村総室長 今、先生からおっしゃられましたけれども、この連続立交については最後まで一応残って、ぎりぎりまで市の方と詰めてきた事業でございます。唯一、今回残ってございましたその22事業の中では、これはちょっとなかなか難しいということで、最後は引き続き県がということで整理をさせていただいた事業でございます。

それで、その中で、負担割合等についても、もちろん議論は担当課同士でしっかり詰めていったところでございますけれども、多少触れますと、先ほどおっしゃいました、例えば県債の償還金等につきましては、引き続きこれは借金の返済は県がやっていく、財源の方については一応、市にスライドすることなので、これについてはやはり県の方に負担をしていただく、またそれは、ほかの政令市でもそういう形でやっているところがございますので、そこは理屈はつくわけですが、先ほどおっしゃいました、例えば熊本市が政令市になった場合に、今後、政令市熊本市あるいは県と、そういう大きなプロジェクトに取り組む場合に、ではどういうふうに事業の負担割合あたりを考えていくのかと。何も今までの経緯がないものについては、今先生がおっしゃいましたように市の役割というのが非常に大きくなってきますので、その辺も念頭に置いての議論になるのかなと思えます。ただ、今回のこの連続立交も含めまして、先ほど部長も申し上げておりましたけれども、これは今までずっといろんな

経緯があって、この負担割合等についてももう決まってきた事業でございます。それで、それらにつきまして今回の整理の中では、その全体の5分5分、そしてまた、その連続立交については7、3というものについては一応維持をしようということで、ぎりぎり整理できたものだというふうに理解をしているところでございます。

そうした過去の経緯等があって、今取り組んでいるものについては、やはりそれはそれぞれ市の方と県の方で詰めて、その結論を見出さななりませんので、そういった結果が今回のような形になったということで御理解いただきたいと思っております。

○前川収委員 今、連続立体交差進捗は、どのくらいなんですか。

○古里首席土木審議員兼監理課長 41%の進捗状況と聞いております。

○前川収委員 主に用地ですね。主にですよ、すべてとは言っていない。

○古里首席土木審議員兼監理課長 はい、用地関係でございます。

○前川収委員 まだ41%ですから、西環状なんかと余り変わらない話で、これからという部分で半分は終わってないということでやる事業ですから、負担率の話は全体の5割という話がどこまでぎりぎり進められたのか、これはこぎゃん決めておったけん、このままよかたいという話になっておったのか、僕はどうも後者のような話になったんじゃないかなというふうには思っていますけれども、できる限りそういう部分でしっかり熊本市、政令市に自立していただくということでいかないと、負担率だけがそのままというのは何となく私は引っかかっておりますので、議論の余

地がないのか、もう決定なのかどうなのか、そこは、そんなに慌てなくてもいいんじゃないんですか。施工はこっちでやるというのは変えなくていいんだから、あとは負担割合の話だけです。そういう問題提起をしておきます。（「関連で、いいですか」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 ちょっと待ってね、答弁があるかもしれません。小嶋さん、答弁ありますか。（発言する者あり）これと関連している。それでは高野委員。

○高野洋介委員 立体交差をつくるじゃないですか、これは7対3でつくるんですけれども、つくった後はそのまま熊本市の方に移譲されるわけでしょうか。一般国道とか一般県道とかとかいう扱いで、そのまま、つくるのはつくって県が7、3出してつくって、あとはつくったら、はい熊本市ですよと、あとは管理してくださいよという形になるんですよ。

○古里首席土木審議員兼監理課長 J Rが今度は管理していきます。

○高野洋介委員 はい、わかりました。

○前川収委員 不動産も含めて、土地の所有権もJ Rになるの。

○藤川隆夫委員長 では、さっきの件は小嶋さん答弁できる……

○小林財政課長 連続立体交差事業についての負担割合の考え方でございますが、今までの部分と重複する点もあるかと思いますが、申し上げさせていただきます。

まず、平成9年と平成17年に駅周辺の整備に関しましては、基本協定を締結して県と市

で連携をして整備をしてまいったという経緯がございまして、今回の移譲に当たりましては、その基本協定を変えないという前提での議論を行ってまいったところでございます。

今回、御案内のとおり、道路事業等が移譲されますので、従来、県・市の基本割合については、従前1対1であったものが県が4に対して市が6という割合に変わりますが、基本的な部分に変更をいたしておらないところでございます。

○前川収委員 その負担割合が変わったんだろう。

○小林財政課長 計画全体は大体5対5が、県が4で市が6に変わっておるところでございます。

○前川収委員 それなら全体が変わって、何で連続立体交差が変えられないんですと私は言っているんですよ。議論は、全然矛盾してないと思うんですけども。どれも全く変わっていませんとおっしゃるなら別ですよ。駅周事業は全部同じですよ、これまでどおりとおっしゃっているんなら別として、都市計画の負担割合も変わったでしょう。変わったんでしょう。ならば、変えてもいいじゃないですか。6、4に変わったと、今おっしゃったじゃないですか。（発言する者あり）では、そこはもう1回整理してください。

○藤川隆夫委員長 では今、連続立体交差及び駅周辺に関しましては、本日の委員会においての取りまとめがちょっと難しいような状況になってまいりましたので、執行部で至急整理していただき、後日、説明の機会を設けたいというふうに考えます。

では、この件に関しましてもう1回きちっと整理をしていただいて、連続立体の7対3の割合がなぜ動かせないのか、全体として、

駅周辺の事業5対5が4対6になっているような話も出ておりましたし、全体的に整理していただいて、どの部分をどういう形で市が持って、県がどの形で持つかという、ほかの事業を含めて全部整理してもらえますか。そして、もう1度、説明の機会をこの委員会で持ちたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

ほかには、ございませんか。

○溝口幸治委員 20ページの、引き続き熊本県が実施する主な事業のところの、公営住宅管理というのは、これは県営住宅のことですか。これは今後は熊本市内には新しくつくっていくとか、そういう予定はないんですね。老朽化したら廃止をしていくという考え方でよかですか。

○古里首席土木審議員兼監理課長 これは公営住宅に関していえば、まず公営住宅にございます、そこがございますが、入居者の対象者が県営と市営と違うものですから、そういうことはなかなか移譲というのは厳しいのではないかと。それから熊本市さんのそういうマスタープランの中で、戸数を減らしていくというお考え、計画があるということで、なかなか受け入れが困難というようなことで、県でそのまま引き継ぎをやるというふうになっております。

○溝口幸治委員 私が言っているのは、県で引き受けるということになったんでしょうが、今後の県の考え方として、もう熊本市内には整備をしていかないというか、新規でやるとか老朽化したから建て替えるという考え方にはなりませんよね。

○古里首席土木審議員兼監理課長 申しわけありません、ちょっと手元に資料がございませんので、あわせて後日答えるということでは

よろしゅうございますか。

○藤川隆夫委員長 簡単に言うと、市内にある公営住宅が老朽化してきたときに、手を加えてやるのか、あるいはそこを建て替えるのか、その付近の話だと思うんですね。それは全然考えてない。

○古里首席土木審議員兼監理課長 手元にちょっと資料がないので、申しわけありません。

○溝口幸治委員 それなら、いいです。政令市になるわけですから、今後、熊本市内に県営住宅を建てていくというのはいかかなものかなと思うんですね。ですから、そういったものもあわせて整理をしていかないと、政令市になるところに公営住宅が県のお金で整備されていくのはおかしいんじゃないかと思えますので、その辺も検討してください。

○藤川隆夫委員長 ほかには、ございませんか。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、これで質疑を終了いたします。

それでは続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますけれども、何かございませんか。

○松田三郎委員 政令市にもちょっと関係あることで、意見といいますか宿題を皆さんに

お願いしたいと思います。

政令市に、高い確率で熊本市が移行する。そうすると、結論から言うと、何も県庁はここにある必要はないんじゃないだろうかというのが、一部に議会の中にございます。

といいますのが、例を申し上げますならば、先般、忠清南道へ議会派遣で6人ぐらいと、文化議員連盟の方で別に行かれました。参考までに申し上げますが、各会派の代表クラスの方が、あるところで話をされておまして、忠清南道の場合、大田（テジョン）ですか、200万人ぐらいの人口だそうですが、そこが日本で言う政令指定都市、向こうで言う直轄広域市になったので、忠清南道の道庁の建物は80キロほど先の田舎の方に移転した。職員さんはどうなさっているんですかと聞きましたら、ほとんどが通っております。80キロのようなところに動かすわけですね。広さ等々の調査はしておりませんが、これを熊本県に置き替えるならば、人吉がちょうど80キロぐらいです。これは大体、渡辺先生の発案でございます。渡辺利男先生も会派の代表、大西先生も会派の代表。それは人吉がよくなかなという話で、私も気が小さい人間でございますから、人吉は助かるが余り一遍にはいろいろなことも大変でしょうから、間をとって八代ぐらいはどぎゃんでしょうかという話を——これは1つの例でございますが——という話をしておりました。

このプラスの面は、メリットは、その6人で考えましたが、1つは知事がおっしゃっているように、もう熊本市が政令市になったら、もう熊本市は独り立ちで熊本市で頑張ってください、それ以外の熊本県内の市郡のために熊本県は頑張りますというようなシンボリックなアクションになるのではないかと。もちろん、ここは売るわけですよ。売って、その建設費の一部にすることで、もう1つは、大体、県庁の家を継がない次男以降の方々、家を建てるのが大体、宇城周辺が多

いそうでございます。宇城市から熊本市内の混雑するところに通うよりも、それよりも渋滞が少ない八代市に通うのはどうだろうか、もろもろメリットが挙げられておりましたので、どうか新たな発想で、今すぐには言いませんが、そういうこともちょっと今後検討課題として、総務部長を中心に考えていただければというお願いでございます。何かありましたら、どうぞ。何もなかったら、いいです。

○藤川隆夫委員長 特にコメントはありますか。よろしいですか。

○松山総務部長 幅広く、いろいろ考えていきたいと思えます。

○藤川隆夫委員長 そのほかはございませんか。

（発言する者あり）

○藤川隆夫委員長 それでは、これをもちまして、第19回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長